

第 11 次都留市交通安全計画（案）の公表について

都留市パブリック・コメント制度実施要綱に基づき、次のとおり第 11 次都留市交通安全計画（案）を公表します。

| 事 項 | 内 容 |
|--------------------------|--|
| 施策等の案の名称 | 第 11 次都留市交通安全計画（案） |
| 施策等の案を立案した趣旨、目的及び背景 | <p>交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、交通安全対策基本法を根拠としたもので、国の交通安全基本計画、県の第 11 次山梨県交通安全計画に基づき都留市が策定する計画です。</p> <p>この計画は、都留市の交通安全施策の大綱として位置づけられるもので、令和 3 年度を開始年度とし、交通環境の変化を踏まえ、交通事故の実態に即した各種安全施策を講じるため、策定するものです。</p> |
| 施策等の案の概要 | <p>第 1 章 道路交通の安全</p> <p>第 1 節 道路交通安全の目標等</p> <p>1 道路交通事故の現状 2 交通安全計画における目標</p> <p>第 2 節 交通安全についての対策</p> <p>1 今後の交通安全対策 2 道路交通環境の整備</p> <p>3 交通安全思想の普及徹底 4 安全運転の確保</p> <p>5 車両の安全性の確保 6 道路交通秩序の維持</p> <p>7 救助・救急活動の充実 8 被害者支援の充実と推進</p> <p>9 交通事故調査・分析の充実</p> <p>第 2 章 鉄道交通の安全</p> <p>第 1 節 踏切道における交通安全の目標等</p> <p>1 踏切事故の現状 2 交通安全計画における目標</p> <p>第 2 節 踏切道における交通安全の対策</p> <p>1 今後の踏切道における交通安全対策</p> <p>2 踏切道における交通安全の施策</p> |
| 施策等の案を立案する際に整理した論点 | <p>第 10 次都留市交通安全計画を基本に、国・県の計画及び前計画中（平成 28 年～令和 2 年）の全国、県、市の交通事故の発生状況、セーフコミュニティの取組により収集した市内の詳細な事故の発生状況（事故発生箇所・年齢層・時間別等）を踏まえ、第 11 次交通安全計画には以下の項目を新たに追加しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・セーフコミュニティ及び SDGs の取組との連携 ・「子ども」、高齢者に加え、「若者」の安全確保を追加 ・高齢者の移動手段の確保を追加 ・交通安全教育の推進に「成人」を追加 ・交通安全活動に住民参加・協働の推進を追加 ・運転手に主眼を置いた項目の追加 ・車両の安全性の確保を追加 |
| 市民等が施策等の案を理解するために必要な関連資料 | なし |

【公表日及び意見の募集期間等】

- (1) 公表日 令和3年8月2日(月)
- (2) 意見の提出期間及び募集期間 令和3年8月2日(月)～令和3年8月23日(月)
【最終日は午後5時15分まで】

(3) 公表する施策の入手方法

●市ホームページ

●閲覧場所

月曜日～金曜日(祝日は除く)

・都留市役所(地域環境課 地域振興担当、総務課 法制広報担当)

・いきいきプラザ都留

・各地域コミュニティセンター

火曜日～日曜日(祝日は除く)

・都留市立図書館

(4) 問合せ先及び意見等の提出先

●直接持参

●郵便 〒402-8501 都留市上谷1-1-1

都留市役所 地域環境課 地域振興担当行

●ファクシミリ 0554-43-5049 (送付書を添付してください。)

●電子メール chiikishinkou@city.tsuru.lg.jp

様式は自由ですが、案件名、氏名、住所、連絡先のご記入をお願いします。

ご記入がない場合は、受け付けられませんのでご了承ください。

問合せ先

地域環境課 地域振興担当

0554-43-1111 (内線175)